

松本市博物館協議会公募委員 募集要項

1 趣旨

松本市博物館協議会は、博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、博物館が開催する展示及び学習活動について、館長に対して意見を述べる付属機関として、松本市立博物館条例第16条の規定に基づき設置されています。

博物館では、市民の皆様のご意見を幅広くお聞きし、今後の博物館の運営に反映するため、松本市博物館協議会の委員を募集します。

2 募集人員

2名

3 任期

令和8年11月1日から令和10年10月31日まで（2年間）

4 応募資格

- (1) 松本市内に在住、または松本市内へ通勤・通学しており、令和8年4月1日現在で18歳以上の方
- (2) 博物館について日頃から関心を持ち、今後の運営について建設的な意見を述べるができる方
- (3) 国や地方公共団体の議員または常勤の公務員でない方
- (4) 年3回程度開催する会議に出席できる方（会議は原則として平日の昼間に開催）

5 報酬等

市が定める旅費と報酬をお支払いします。

6 応募方法

- (1) 提出書類
 - ア 応募申込書
 - イ 小論文（800字程度、様式自由）
テーマ「観光振興と文化財保護の両立：地域における博物館の存在意義と課題」
- (2) 応募期間
令和8年9月14日（月）～9月30日（水）
- (3) 申込方法
郵送・メール・持参等で応募してください。なお、応募書類はお返ししません。

7 選考方法

- (1) 一次選考

- 小論文
- (2) 二次選考
面接
- (3) 選考基準
松本まると博物館構想を理解し、松本市の博物館に対し建設的な意見を
いただける方を選出します。
- (4) 選考結果
応募者全員に選考結果を通知します。

8 応募先・お問い合わせ先
松本市大手 3 丁目 2 番 21 号 〒390-0874
松本市立博物館 庶務担当
Tel:0263-32-0133 Fax:0263-32-8974
E-mail:mcmuse@city.matsumoto.lg.jp